

利用規約

株式会社ロンド・スポーツ（以下、「当社」といいます）は以下のとおり本規約を定めます。

第1条【定義】

本規約にて使用する主な用語を次のとおり定義します

「当施設」 当社が、自らまたは第三者からの営業受託により管理・運営するスポーツ施設に使用される施設・店舗等のうち当社が定めるもの。また、当社が主催するイベントその他の活動に於いては当該活動に使用される施設その他の活動場所としてその都度当社が定めるもの。

「会 員」 当社との間で本規約に基づき会員契約を締結した個人（法人会員を含みます）をいいます。

「会費等」 当社が別途定める会費、各種手数料及び登録料、利用料（特定施設又はサービスの利用料、レンタル用品の利用料）その都度当社が定める料金の総称。

第2条【適用範囲】

本規約は、当施設（固有の利用規約又は会則を別に定めている施設を除きます）及びそれに派生する運營業務の利用に関し適用されるものとします。なお、本規約が適用される施設であっても、付帯・関連サービスの提供に関して別途利用規約、利用規定、その提供条件等（以下総称して「個別規約」といいます）の定めがある場合は、個別規約の内容が本規約に優先して適用されるものとします。

第3条【目的】

当施設は、本規約に則り、スポーツを通じて、健康体力づくりや生きがいの創造に寄与し、明朗健全な施設とすることを目的とします。

第4条【会員制度】

当施設は会員制とし、入会に際しては以下の手続をとるものとします。

1. 当施設に入会希望の方は、本規約に基づく諸契約を当社と締結しなければなりません。
2. 当社は前項に際して、本規約等の契約書面を交付（書面に記載すべき事項について電磁的方法を用いて提供する方法を含みます）するものとします。
3. 当施設への入会を希望する方は、所定の申込み手続を行い、当社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を当社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第5条【入会資格】

当施設の入会資格は以下のとおりとします。

1. 高校生（当社が指定した一部施設は中学生）以上の者で、本規約及び当施設の諸規定を遵守される方。
なお、未成年の方は、親権者の同意を得て、当施設が認める会員種別の範囲において入会できるものとします。また、女性専用の施設は女性のみ入会できるものとします。
2. 健康に異常がなく、当施設の利用に耐え得ると認められた方。なお、以下に該当する場合には当社の審査に必要な資料（医師の診断書等）を提出していただく場合があります。
 - ・WHO基準による、最高血圧160mmHg、最低血圧100mmHgを超える方
 - ・現在通院されている方
 - ・その他当社が必要と認めた方
3. 刺青・タトゥー（シール含）等をしておらず、暴力団関係者・反社会的勢力等関係者でない方。なお、タトゥーをしている方については、以下の条件を満たす場合にのみ入会できるものとします。
 - ・ファッション目的であることが明らかであること
 - ・タトゥーの大きさが1辺15cm以下であること
 - ・直接他の会員が目視できないように処置すること
4. 当社が審査を行い、適当と認められた方。
5. 医師等により運動を禁じられていない方。
6. 主に安全管理上から、日常会話程度の日本語を理解できる方。

第6条【会員証】

1. 当施設は会員に対し会員証（セキュリティカード又はQRコード）を交付します。
2. 会員が施設に入る際には、会員証を提示するものとし、会員証を携帯していない場合は、当施設内に立ち入ることはできません。
3. 会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。（会員は会員証を第三者に貸与することはできません。万一、会員証を貸与した場合は除名の対象となりますので予めご了承下さい）
4. 会員は、セキュリティカード又はQRコードの表示に必要な会員情報を紛失、あるいは盗まれた際には、速やかに施設にその旨を届けてください。なお、セキュリティカードの再発行の際には、会員は所定の手数料を支払わなければなりません。
5. 会員証に代わる会員の認証方法（顔認証等）を定めているときは、前各項の一部または全部の規定を適用せず、当該施設が定めた方法によるものとします。

第7条【諸規定の遵守】

1. 当施設利用者は本規約及び当施設内諸規則、その他当社が定める規則をすべて遵守しなければなりません。
2. 当施設及び当社が設置した機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、当社の説明及び指示に従わなければなりません。
3. 当施設利用者は、当施設を使用する際、いかなる営利活動、ビジネス活動も行ってははいけません。当施設利用者は他の当施設利用者に対し、パーソナルトレーニング等の営業行為を行うことは固く禁じます。
4. 当施設利用者は、当施設を利用している際、いかなる政治活動、宗教活動も行ってははいけません。
5. 当施設利用者は、当施設の利用時は常に当社が定める服装を遵守します。当社は、施設利用時、以下の各号に該当する方については注意または退場を命じることができます。
 - (1) ジーンズ、あるいはジーンズタイプのステッチ
 - (2) ジーンズタイプのステッチやリベット（びょう）がついているパンツ・ショートパンツ
 - (3) ゴム草履、ゴム長靴、サンダル類
 - (4) トレーニングジムエリアでの裸足利用
 - (5) かかとがない・ヒールが高い・滑りやすい履物
 - (6) スパイクシューズ等、当施設/器具を傷つける可能性のある履物
 - (7) 浴岩盤スタジオ内におけるヨガ/ピラティス/サーフ系エクササイズ時におけるシューズの利用
 - (8) その他、当施設がふさわしくないと判断した服装、履物
 - (9) 著しく露出が激しく、又は風紀・秩序を乱す服装
6. 当施設利用者は、当施設内で大声や奇声を発すること、誹謗中傷すること、あるいは他の当施設利用者や当社従業員に対する暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁止します。
7. 当施設に動物や危険物を持ち込んではいけません。
8. 当施設利用者は、施設敷地内で、法律で禁止された薬物等の使用を禁止します。

第8条【入場の禁止及び退場】

当施設は、以下の各項に該当する方の入場の禁止または退場を命じることができます。

1. 本規約及び当施設の諸規則を遵守しない方。
2. 刺青・タトゥーのある方、及び刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の擬似刺青・タトゥーを施している方。ただし、タトゥーをしている方については以下の条件を満たす場合にのみ入場できるものとします。
 - ・ファッション目的であることが明らかであること
 - ・タトゥーの大きさが1辺15cm以下であること
 - ・直接他の会員が目視できないように処置すること
3. 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と当社及び当施設が判断した方。
4. 医師等により運動を禁じられている方。
5. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方。
6. 大声・奇声を発する方、不適切な言動で他の当施設利用者に迷惑をかける方。
7. 飲酒している方
8. 著しく不潔な身体または服装により他の会員に迷惑を及ぼす方。
9. 当社及び当施設が当施設利用者としてふさわしくないと判断した方。
10. 妊娠している方。
11. 自己都合により会費その他利用料等を滞納した方。

第9条【名義変更】

当施設は、会員名義の変更はできません。

第10条【会費等の取り扱い】

1. 会員は会費等を施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。施設を利用していないことを以て会費等の支払いを免れることはできません。
2. 会員（入会手続を完了した利用開始前の者を含みます）が支払った入会金及び会費等は、原則として返還しないものとします。但し、クーリングオフが適用される場合は、この限りではありません。また、会員の退会にあたり過払いの会費等がある場合には、所定の手数料を差し引いて返還いたします。
3. 当社は、諸般の事由により会費等を変更することができるものとします。この場合、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
4. 付帯・関連サービスの提供（有料プログラム等）に関して、当社は別に定める金額の支払いを求めることができるものとします。

第11条【休会】

1. 会員は、長期出張、傷病、その他やむを得ない理由により、当施設を休会することができます。
 - (1) 会員は、スタッフ常駐時間に所定の手続きにて完了するものとします。
 - (2) 休会は、予め休会期間を設定します。
 - (3) 休会期間中は会費の支払いを免除されます。但し、会費の免除は、前月の最終営業日までに手続きをした場合、その翌月からされるものとし、前月最終営業日以降の場合は、翌々月以降の休会希望月に適用され

- るものとします。
- (4) 休会する会員は、所定の休会料を支払うものとします。
2. 休会した会員の復会は以下の方法で行われます。
- (1) 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員は所定の会費を支払うものとします。
- (2) 休会期間中に復会するときは、所定の方法にて手続きするものとし、復会月から会費を支払うものとします。

第12条【退会（会員契約の終了）】

1. 会員が自己都合により当施設を退会する場合は、事前に以下に定める期日までに来店し、スタッフ常駐時間に、当施設が指定する方法により退会手続きを行なった上で、月末をもって退会することができます。（電話、eメール等による申し出は受け付けられません）
- ・退会手続の締切日は退会希望月の15日（15日が定休日又はスタッフ不在日である場合には、直前のスタッフ常駐営業日）でまどとします。
 - ・退会希望月の16日以降月末までにやむを得ず退会手続をする場合、所定の手数料を支払うものとします。
2. 退会手続は、入会した当施設の店頭にて手続きを行うものとします。
3. 第1項の退会手続が行われない場合は会員として在籍していることとなりますので、施設の利用がなくても会費等が発生します。
4. 会費等が未納の場合は、第1項の退会手続までに完納しなければなりません。
5. 月額制の会費等は、退会が月の途中であっても日割り計算による精算を行います。
6. 会員が、その資格を喪失したときには、直ちに会員証（セキュリティカード）を当施設に返却しなければなりません。

第13条【諸手続き】

1. 会員が会員種別の変更を希望する場合は、毎月15日（15日が定休日又はスタッフ不在日の場合は直前のスタッフ常駐営業日）までに当施設指定の変更手続きを完了するものとし、翌月1日からの変更となります。電話・eメール等による申し出は受け付けられません。会員種別の変更をする会員は、所定の会員種別変更料を支払うものとします。なお、本規約発効前に月末最終営業日を変更手続の締切日としていた施設については、引き続き月末最終営業日を変更手続の締切日といたします。
2. 会員は住所・連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の方法にて当社に届け出なければなりません。
3. 当社より会員に通知する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先を行うものとし、会員から届け出のあった最新の連絡先に通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責任は負いません。

第14条【会員資格の停止及び除名（強制退会）】

1. 当社は、会員が次の各号に該当するときは、当施設への入館を一時停止し、または当該会員を当施設から除名することができます。
- (1) 第7条第1項に違反したとき
- (2) 当施設利用者・当施設従業員に対する迷惑行為及び当施設内における宗教活動、営業行為、その他当施設の目的に反する行為により、当施設の秩序を乱し、または当施設の名誉・品位を著しく傷つけたとき
- (3) 本規約その他、当社の定めた諸規則に違反したとき
- (4) 会費等その他の債務を滞納し、当社・当施設からの催告に応じないとき（会費等を2ヶ月滞納した場合には、原則として除名します）
- (5) 入会に際して当施設に虚偽の申告をした、または第5条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき
- (6) 当施設の設備・什器を故意または過失により破損したとき
- (7) 愛玩動物を持ち込んだとき
- (8) その他、会員としてふさわしくない言動があったと当社・当施設が認めたとき
2. 前項による当施設への入館一時停止中の会員または当施設から除名された会員は、当施設を使用することができません。なお、当施設への入館一時停止中の会員は、停止中も会費を支払わなければならないものとします。
3. 第1項による当施設への入館一時停止中の会員または当施設から除名された会員に対しては、当社・当施設は、一時停止期間中または除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還しません。
4. 除名された会員は原則として当施設に再入会することはできません。但し、会費その他の債務を滞納したことによる除名で、当社に対する債務を完済した場合には、再入会を認めることがあります。

第15条【資格喪失】

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1) 退会 (2) 除名 (3) 死亡
- (4) 運営上重大な理由により当施設を閉鎖したとき

第16条【営業日及び営業時間・臨時休業】

1. 当施設の営業日及び営業時間については、施設毎に別に定めます。
2. 諸般の事情により営業日及び営業時間を変更する場合、当施設がこれを定めるものとします。

3. 当社は、次の理由により、当施設の全部または一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。
- (1) 天災、地変等やむを得ない理由により当施設を開場できないとき。
- (2) 当施設の補修又は改修をするとき。
4. 当社はやむを得ない理由以外の場合は、1週間前までに会員に告知するものとします。また、これにより会員の会費等の支払義務が縮減、停止されることはありません。

第17条【施設の閉鎖・変更】

当社は次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社・当施設が判断し、営業を不可能と認めたとき。
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき。

第18条【ビジター利用】

1. 当社は、会員の当施設利用の妨げにならない範囲で、会員以外の方がビジターとして当施設を利用することを認めることがあります。
2. 当社は、ビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限したりすることが出来るものとします。
3. ビジターは、当施設の利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。
4. 会員の同伴を条件としたビジター利用について、会員は、同伴したビジターの施設内での行為について、一切の責任を負うものとします。
5. 第7条【諸規程の遵守】、第8条【入場の禁止及び退場】、第19条【駐車場の利用】、第20条【賠償責任】の各条項についてはビジターにも適用されます。

第19条【駐車場の利用】

駐車場の付設がある施設については、当該施設利用時にのみ駐車場を利用できるものとします。また、駐車場内で発生した事故、傷害等について当施設は一切の責任を負わないものとします。また、駐車場が他施設との共用駐車場である場合には、共用駐車場の利用規則等が本規約に優先して適用されるものとします。

第20条【賠償責任】

1. 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当施設及び当社は一切の責任を負いません。当施設利用者は、自己の責に帰すべき原因により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
2. 当施設利用者が未成年の場合、保護者は自らが本規約に基づく責任を本人と連携して負担しなければなりません。

第21条【解散】

1. 当社及び当施設は止むを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、当施設を解散することができます。
2. 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 当施設の解散の場合、当社及び当施設は会員に対し、特別の補償は行いません。

第22条【個人情報保護】

会員は、自己が当社に提供した個人情報が正確であることを保証しなければなりません。当社は、会員から提供された個人情報の取り扱いについて、関連法令及び当社が定めるプライバシーポリシーを遵守します。プライバシーポリシーは当社のウェブサイトに表示します。

第23条【通知予告】

本規約及び当施設の諸事情に関する通知または予告は、当施設所定の場所に提示し、かつ当社のウェブサイトへ掲載する方法により行います。

第24条【本規約その他の諸規則の改定】

当社及び当施設は、本規約、細則、利用規定、その他当施設の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に（第18条「ビジター利用」に係る規約はビジターにも）適用されます。

第25条【適用法及び専属的合意管轄裁判所】

会員と当施設の間で訴訟等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を該当訴訟の第一審専属的管轄裁判所とします。

附 則

本規約は以下の各利用規約及び会則の統合を目的として2025年8月1日より発効します。

ロンドフィットネスクラブ東村山ANNEX24+ 会則（最終変更2025年7月1日）
ロンドフィットネス東大和24+ 会則（最終変更2025年7月1日）
THE24GYM利用規約（最終変更2025年7月1日）
オレンジロータス利用規約（最終変更2025年7月1日）

THE24GYM、オレンジロータス昭島 会員種別の変更等に関する個別規約

利用規約第2条の定めに基づき、当施設の会員種別の変更等に関しては本規定を個別規約と位置づけ、本規定が優先して適用されます。

1. 休会の手続期限について

利用規約第11条1項(3)の定めにかかわらず、当施設において休会を希望する場合は、毎月15日までに、(15日が定休日又はスタッフ不在日の場合は直前のスタッフ常駐営業日)までに、店舗フロントにてお手続きください。翌月1日からの変更となります。

2. 退会(会員契約の終了)について

会員が自己都合により当施設を退会する場合は、利用規約第12条1項の定めにかかわらず、退会希望月の15日(15日が定休日又はスタッフ不在日の場合は直前のスタッフ常駐営業日)までに、店舗フロントにてお手続きください。なお、退会希望月の16日以降の退会手続は承っておりません。

3. 諸手続きについて

会員が会員種別の変更を希望する場合は、利用規約第13条1項なお書きの定めにかかわらず、毎月15日(15日が定休日又はスタッフ不在日の場合は直前のスタッフ常駐営業日)までに店舗フロントにてお手続きください。翌月1日からの変更となります。

2025年11月1日 発効